

安全マニュアル

平成27年2月1日
在釜山日本国総領事館
釜山日本人会

<目次>

防犯の手引き

1. 全般	P. 1
2. 防犯の基本的な心構え	P. 1
3. 最近の犯罪発生事例等	P. 2
4. 防犯のための具体的注意事項	P. 3
5. 当地で交通事故対策	P. 6
6. その他注意事項	P. 7
7. テロ対策	P. 7
8. 緊急時の連絡先	P. 8
別表「各地区医療機関案内」(釜山日本人会作成)	P. 12
別表：主要クレジットカード紛失・盗難時の緊急連絡先一覧	P. 14

緊急事態対処マニュアル

1. 心構え	P. 15
2. 平素の準備	
(1) 連絡体制の確立・整備	P. 16
(2) 情報収集	P. 22
(3) 一時避難場所・緊急避難場所の確認	P. 22
(4) 携行品等、非常用物資の準備	P. 23
3. 緊急時の行動	
(1) 情報の把握・領事館からの緊急連絡	P. 24
(2) 避難・退避行動等	P. 20
4. その他	
(1) 釜山日本人学校児童・生徒	P. 25
(2) 退避(帰国)後の連絡	P. 25
(3) 「民防衛」について	P. 26
(4) 参考	P. 26
(5) 連絡先	P. 26

別添 1 : 釜山広域市内略図	・ ・ ・ ・ ・	P. 27
別添 2 : 緊急事態に備えての備蓄物品チェックリスト	・ ・ ・ ・	P. 28
別添 3 : 渡航情報とは	・ ・ ・ ・ ・	P. 29
別添 4 : 非常時国民行動要領 (韓国行政安全部発表)	・ ・ ・ ・	P. 30

防犯の手引き

1. 全般

当館では、邦人の皆様が遭遇するおそれのある事件・事故等について、関連情報を当地の治安機関等から迅速に入手し、的確に対応する体制を整えております。昨今の当地の治安情勢をみると、全体的には落ち着いており、事件・事故の発生件数は減少傾向にあります。邦人に被害のあった大きな事件・事故としては、去る2009年に発生した釜山市内の室内射撃場火災では、邦人旅行者が多数巻き込まれたり、2014年には大学の新入生歓迎行事で会場の屋根が崩壊し留学生が負傷したり、2011年及び2014年には、邦人旅行者が宿泊するホテルで火災が発生し煙を吸い込み病院に運び込まれる事案などが発生しています。

また、稀ではありますが、当地に滞在中の邦人が、殺人・強盗等の凶悪な事件に巻き込まれたケースがあります。交通マナーについても、改善傾向にはあるものの、信号無視や横断歩行者の妨害、オートバイの歩道走行などの違法行為や割り込みなどが日常茶飯事であり、いつ何時思わぬ被害に遭遇するか分からない状況にあります。

本手引きは、当館管内（釜山広域市、蔚山広域市、大邱広域市、慶尚南道及び慶尚北道）に在留されている邦人の皆様や旅行者の方々に対して、最近の治安情勢等を紹介するとともに、日常留意していただくべきことなどについて取りまとめたものです。

本手引きの活用により、皆様の安全かつ快適な生活、楽しいご旅行の一助となれば幸いです。

2. 防犯の基本的な心構え

(1) 自分の安全は自分で守る

海外では、犯罪被害、交通事故のいずれにおいても「自分と家族の安全は自分たちが注意して自分たちで防止する」、「用心を怠らない」という心構えが重要です。

(2) 「住居対策」が最優先

住居は生活の拠点であるばかりでなく安全の拠点でなければなりません。まずもって安全な場所に安全な住居を選択し、快適で安心できる生活を送ることのできる環境作りに努めることが第一です。

(3) 当地に早く溶け込む

当地の生活習慣について、できるだけ早く正確な知識を得るよう心掛け、また、様々な形で援助の手を差し伸べてくれたり、必要な情報を提供してくれる個人や組織との間で安全のためのネットワークを作ることが必要で

す。

例えば、当地の「日本人会」に連絡をとることなども有益な情報を入手する早道の一つでしょう。

隣人や地域社会等と上手にかつ楽しくお付き合いをし、良好な人間関係を保つよう心掛けましょう。引越しをした際に、隣人に挨拶することなども効果的です。

(4) 保険への加入

万が一の事件・事故の被害に備えて、物損の補償に止まらず、病院での治療費や緊急移送費等も補償されるようなサービス範囲の広い保険に加入しておくことが肝要です。

なお、国民健康保険や社会保険は、海外で受けた医療行為に対しても適用されますが、申請後に還付を受ける形になるため、一時的に高額の自己負担が発生する可能性があります。

3. 最近の犯罪発生事例等

当館管内で発生した邦人関連の犯罪被害等の主な事例は、次のとおりです。

- 宿泊先のモーテルで室内物色中の犯人に殺害された事件（2005年11月）
- アパートの入口ドアをバールで壊されたり、ピッキングにより室内に侵入され盗難に遭った事件（2004年7月、2007年10月）
- デパート内で携行旅行トランクの中身を抜き取られた事件（2006年12月）
- 夜間、背後から近づいてきたバイクによるひったくり事案（2009年10月）
- 飲酒による韓国人とのケンカで失明の重傷を負った事案（2008年3月）
- 昏睡強盗、スリ、置き引き被害（多発）
- 規定額以上の現金（米貨1万ドルを超える額）を税関に申告せず、空港や港で外国為替取引法違反容疑により逮捕された事案
(2008年6月、2009年2月、2011年7月)
- インターネットにより外国から麻薬（含む向精神薬）を注文し、検挙された事案（2010年1月）
- 宿泊先のモーテルで部屋の鍵をかけ忘れ就寝したところ、所持金を盗まれた事案（2011年3月）
- 地下鉄等で移動中、ウエストポーチを刃物のようなもので切られ、パスポート等を盗まれた事案（2011年6月）
- ビルの通路において見知らぬ男から抱きつかれ胸部、臀部等を触られた事案（2012年9月）
- サウナで就寝中に腕に付けていたロッカーの鍵を盗まれ、ロッカーに置いていた旅券、金等を盗まれた事案（2012年10月）
- 個人情報流出のため電話機が使用不能となる可能性があるとして電話会社

職員を名乗る者の虚言に惑わされ送金した詐欺事案（2013年5月）

- デパートの食堂街で注文品を取りに席を離れたところ、席に置いていたリュックサック（高級時計、パソコン等）を盗まれた事案（2014年1月）
- 玄関ドアの牛乳投入口を外してドアを開けられる手法で空き巣に入られ現金を盗まれた事案（2014年2月）
- 知り合いになった韓国人男女に誘われ、釜山に旅行に来たところ、油断した際に所持金を持ちさられた事案。（2014年6月）

4. 防犯のための具体的注意事項

（1）一般的な安全対策

（イ）住居対策

当地では、警備員が常駐しているアパートが多いものの、警備が完璧なものとは言えないので、各自が防犯意識を持つことが重要です。特に、外部からの侵入が容易と思われる低層階及び最上階はなるべく避けた方が無難です。

契約時には、ドア、窓、鍵、監視カメラ、緊急通報装置等に防犯上の問題点がないかを必ずチェックするとともに、その地域での犯罪発生の有無など、治安環境についてもあわせて確認しておきましょう。

主なチェックポイントは、

- ①アパート出入り口等に防犯カメラや警備室等が設置されているか
- ②窓枠があり、かつ頑丈であるか
- ③玄関ドアに覗き窓・カメラ、インターホン、ドアチェーン及び複数の施錠等があるか
- ④隣接する部屋の窓やテラスを通じて侵入されるおそれがないか
- ⑤玄関前の照明設備が整備され、機能しているか

などです。その他、アパート周辺の防犯灯等の照明設備をチェックしておくといいでしょう。また、玄関ドアの鍵は、家主とも相談の上、できれば入居後に新しいものと交換することが望ましいものと思われます。

（ロ）来客への対応

見知らぬ人をむやみに家の中に入れてはいけないことは言うまでもありません。予期せぬ配達、物売り、各種勧誘等には特に留意する必要があります。必ず訪問者、用件等を事前に確認するようにして下さい。その際、まず、インターホンや覗き窓・カメラから相手の様子や挙動を観察し、不審者でないと判断される場合でも、一旦ドアを閉めたまま（あるいはドアチェーンを掛けたまま）で、相手の身分・用件を確認して下さい。安全と判断される場合に限りドアを開けるよう、日頃からの心がけが必要です。

自分だけの対応が不安な時は、そのまま放置し対応しないか、改めて来てもらうぐらいの気持ちの余裕を持つようにしましょう。

(ハ) 日常生活上の留意点

(a) 3原則

海外で安全な生活を送るためには、①「目立たない」、②「行動を予知されない」、③「用心を怠らない」の三原則を守ることが大切です。

犯人は標的を選ぶとき、その地域で「目立つ人」を狙いがちです。車、服装等注意すべき点は多くありますが、外出の際にはなるべく華美な服装や装飾品は避けるなど当地の一般的な環境に溶け込み、「目立たない」よう心掛けることが肝要です。

また、毎日規則的な行動を取っている人ほど犯人にとって狙いやすい標的はありません。これは、犯人側が犯罪を行うに当たって計画が立てやすくなるからです。従って、日常の行動をパターン化することはなるべく避けるよう心がけましょう。例えば、通勤や近所のスーパーへの買い物等にあたっては、同じ時間帯・ルートを使わず、日によって変えるなどの用心が外国では不可欠となります。

(b) 電話

電話番号は、必要がなければ電話帳に載せない方がよいでしょう。また、泥棒は電話を掛けることで家人の有無を確認することがよくあります。電話番号を知らせる相手の範囲も限定しておくべきでしょう。更に、電話が掛かってきたら、まず相手に名乗らせてから対応するという習慣を付けた方が良いでしょう。

(二) 子供の安全対策

外出時は、子供を一人きりで出歩かせないように心掛けるとともに、やむを得ず子供だけで外出させる場合でも、必ず行き先や帰宅予定時間などを予め確認した上、友達などと一緒に複数で外出させるようにしましょう。送迎等は必ず保護者が直接行うよう配意してください。また、子供を一人きりで留守番させることも避けた方が良いでしょう。子供に防犯ブザーを持たせることも有効です。

(2) 具体的対策

(イ) ホテル等での強盗、窃盗対策

(a) 部屋の出入り口及び窓の施錠が完全で、外部からの侵入に耐え得るものかどうかを確認すること。在室中は、たとえオートロックであっても内鍵及びドアチェーンを必ず掛けておくこと。

(b) 部屋の窓が近隣のビルなどに接近していて容易に侵入できる状態がないかを確認し、侵入が容易な状態であれば部屋の交換を要求すること。

- (c) 就寝前には必ず出入り口、ドアチェーン及び窓等の施錠を再確認すること。
 - (d) 万が一室内で強盗に遭ったときには、第一に身体に危害を加えられないようにするため、抵抗しないこと。冷静さを保ち、できるだけ相手の身体的特徴及び服装等、犯人を特定することのできる事項を記憶するとともに、逃走方向・手段を確認し、ホテルのフロント、警察に速報すること。
 - (e) 多額の現金及び貴重品類は部屋に置かず、ホテルのセーフティー・ボックスに預けること。
- (ロ) 強盗及び窃盗対策
- (a) 空港、港、繁華街、観光地等で日本語で巧みに話しかけ、接近してくる者を軽々に信用しないこと。
 - (b) 見ず知らずの者が一方的に観光案内を申し出てくるとか、食事に誘ってくる場合などは要注意。
 - (c) 執拗につきまとう者に対しては、最寄りの警察署(派出所)等に赴き、保護を求めるか、近くの人に助けを求めること。
- (ハ) 路上犯罪対策
- (a) 必要のない多額の現金や小切手は持ち歩かない。
 - (b) 女性がショルダーバッグを所持する場合には、ただ単に肩から掛けるのではなく、肩から腰にかけて斜め掛け、バッグが体の前面にくるようにして持つこと。
 - (c) 肩に掛けているバッグやカメラをオートバイや車に乗った者にひつたられるケースがあるため、道を歩く際には車道寄りを避けるとともに手荷物は車道側の手に持たないようにすること。
 - (d) 深夜帯及び泥酔しての一人歩きは避けること。また、やむを得ず深夜に帰宅する際は、後を付けてくる者がいないか十分注意すること。
 - (e) 防犯ブザーの携帯も有効。
- (二) 置き引き対策
- 空港や駅、ホテルのロビーやレストラン、銀行の窓口などでは、手荷物は一瞬たりとも体から離さないこと。また、椅子、床、車両のダッシュボードの上や助手席などに置いたままにしないこと。やむを得ず床などに置かなければならない場合には足に挟んで置くと良い。
- (ホ) その他
- 当地では、通称「ポッター」と呼ばれる行商人が、日本などから免税品をはじめとする酒・タバコ類、食料品などを大量に韓国内に持ち込むケースが未だに見られます。例えば、個人の免税範囲を超えた品物を韓国内に持ち込むことを企て、「食事をご馳走するから」などと言って近づい

て来て、「荷物の一部を携帯品として持って出国してもらいたい」と依頼してくる者がいます。しかし、仮にこの中に禁制品等が紛れていた場合には言い訳はできませんので、見ず知らずの他人の荷物を預かって持ち込んだり、持ち出したりすることは絶対にしないで下さい。

5. 当地での交通事故対策

(1) 歩行時の注意

道路を歩行中の安全には特に注意が必要です。信号無視、見切り発進等が非常に多く見受けられます。特に信号を無視する車両が大変多いため、歩行者用信号が青になっても、必ず左右から車が来ていないか確認してから横断して下さい。また、韓国では殆どの信号機において、赤信号であっても車両は右折できることになっていますので、突然右折してくる車両にも注意して横断歩道を横断して下さい。当然のことながら、横断歩道以外の場所での横断は大変危険ですので絶対にしないで下さい。

また、当地ではオートバイが歩道や横断歩道を走行するケースが多く見られますので注意が必要です。

(2) バス・タクシーに乗る場合の注意

当地においては、日本と比べると乗合いバスやタクシーの運転が乱暴ですので、バス等に乗車中や乗降時には急発進・急停車等による転倒事故に注意して下さい。また、バス等から降りる時は、後方から車やオートバイが進行して来ないか安全確認を行ってください。

(3) 自動車運転時の注意

自動車を運転する場合には、様々な危険性を念頭において運転することが大切です。特に、方向指示器を出さずに突然の進路変更や割り込み、信号無視などが多く見られますので、事故に遭わないよう十分な車間距離を取るなどの「防衛運転」が必要です。また、無理な横断や不法な横断をする歩行者がいる場合もあり、特に、住宅街では注意が必要です。自分に都合よく予測して運転する、所謂「だろー運転」は当地においては禁物です。

(4) 交通事故に遭遇した場合

日本にいる場合と同様、できるだけ速やかに警察に通報して下さい。車両の運転に際しては、必ず任意保険へ加入するようにして下さい。

(5) 邦人の交通事故事例

当館管内において、邦人が飲酒の上、自分で車を運転して自宅に帰る途中、車が道路側溝に落ち、脳内出血・骨折等の重傷を負い、意識不明の状態となった事案(2008年3月)や、道路を歩行中又は横断中に、車に轢かれたりはねられたりして死亡する事故(2009年3月, 11月, 2013年9月)、旅行中の邦人がタクシーに乗車中事故に遭い、負傷する事例(2010年12月、

2011年10月、2013年5月)、また、観光マイクロバスが運転手のハンドル操作ミスにより転倒、邦人8名が負傷した事案(2011年9月)も報告されています。

6. その他注意事項

(1) 健康に関する注意

当地訪問中の日本人旅行者が、心筋梗塞、急性呼吸不全等で急死する事案が多数発生しています。常日頃から健康管理に留意することは勿論ですが、万が一に備えての保険への加入、親族等への連絡方法等について予め十分検討しておく必要があります。

(2) デモの発生に対する注意

当地においては、我が国の安全保障政策や竹島をめぐる問題等に対する我が国の対応等について批判的な報道が見受けられ、また、これらの問題に関連して当館に対するデモも発生していることから、日韓関係を含む社会情勢については常に注意してください。

デモの現場に遭遇した場合は、決して近づくことなく、速やかに現場付近から離れるとともに、言動にも十分留意して下さい。

(3) 鳥・新型インフルエンザ

2009年4月、メキシコ・米国で確認された新型インフルエンザ〔A(H1N1)〕は、韓国内においても広く流行しました。インフルエンザの流行時には手洗いやうがいの励行、人混みを避ける、マスクの着用等の予防措置を講じるとともに、医療機関や予防接種等に関する情報の収集に努め、感染が疑われる場合には速やかに医療機関を受診するようにして下さい。

なお、当館ホームページにおいても〔新型インフルエンザ関連情報〕〔鳥インフルエンザ関連情報〕を掲載しています。

7. テロ対策

(1) 情勢

いわゆるテロ事件は、現在のところ当地では発生していません。

しかしながら、当地においてもテロのターゲットとなる可能性のある韓・米軍施設、海空港などの大きなターミナルがあることから、国際情勢等にかんがみて韓国治安当局が警戒態勢を強化しています。

なお、韓国軍、米軍等の軍事施設の写真撮影は禁止されていますのでご注意下さい。

(2) 対策

(イ) 邦人の皆様におかれましても、平素より次の点に留意しておく必要があります。

- (a) 最新の関連情報の入手に努め、テロの標的となる可能性がある施設等の危険な場所にはできる限り近づかない。
- (b) 大勢の人が集まる場所では、周囲の状況に注意を払う。
- (c) 小包等の荷物類が届いた場合、見知らぬ差出人からの場合には特に注意し、その形状、重さ、臭いなどに疑義がある時は、警察に連絡する。
- (d) テロを予告するような疑わしい電話、情報を受けた時は、速やかに警察に連絡する。
- (ロ) 不測の事件が発生した場合、早期の支援、被害の拡大防止のために、当館では直ちに在留邦人の方々、旅行者の方々の安否確認を実施します。知人の方、職場、家族等に行き先や帰宅予定等を前もって知らせておくなど、日頃より所在が確認できる方法を確保するよう努めて下さい。

8. 緊急時の連絡先

- (1) 警察 112 (全国どこからでも局番なし)
日本語通訳者と警察官の三者通話が可能です。(但し、日中に限る。)
- (2) 救急・消防 119番 (全国どこからでも局番なし)
- (3) 在釜山日本国総領事館
釜山広域市東区古館路18
電話：051-465-5101~6 (代表)
※執務時間外(平日の午後6時から翌日の午前9時30分及び休館日)には、電話は緊急連絡センターにつながりますので、ご用件をお話し下さい。同センターで受けたご用件は同センターから当館に連絡され、当館が所定の対応を行います。
FAX：051-464-1630
ホームページ：
http://www.busan.kr.emb-japan.go.jp/jhtm/index_j.html
- (4) 釜山日本人会(事務局)
釜山広域市中区中央大路21 釜山MANSION BLD305号
電話：051-246-3328
FAX：051-246-3329
- (5) 医療機関
 - (イ) 全国：外国語対応可能な救急医療サービス電話案内
※韓国内のどこからでも近隣の病院を紹介してくれます。
●韓国救急治療情報センター：局番なし1339
●韓国メディカルコールセンター：局番なし15777-129

(ロ) 釜山・大邱・蔚山広域市、慶尚北道、慶尚南道
別表「各地区医療機関案内」(釜山日本人会作成)を参照して下さい。

(6) カード会社(フリーダイヤル/24時間)
別表(クレジットカード紛失・盗難時の緊急連絡先一覧)を参照して下さい。

(7) 海外旅行保険会社(事故発生時の連絡先)

○三井住友海上

三井住友海上ライン 0120-365-240(無料)、
+81-3-3497-0915(有料、コレクトコール可)

○損害保険ジャパン日本興亜

海外メディカルヘルプラインセンター ※保険契約証参照
または、0120-08-1572(無料)、018-888-9547(有料)

○ジェイアイ傷害火災保険

海外J I デスク(釜山) 180-465-8708(無料)、051-465-8708(有料)
または、東京 0120-395-470(無料)、+81-3-3237-2151(有料)

○A I U 保険会社

A I U アシスタントセンター
00798-81-1-2138、+81-98-941-2227(有料、コレクトコール可)

○あいおいニッセイ同和損保

A D 海外あんしんダイヤル日本センター
+81-18-888-9535(有料、コレクトコール可)、0120-853024(無料)

○エース損害保険 0120-071-313

○東京海上日動

東京海上日動安心110番 0120-119-110(無料)、
+81-3-5977-6701(有料)

東京海上日動海外総合サポートデスク※海外旅行保険ハンドブック参照

○エイチ・エス損害保険

エイチ・エス サポートセンター ※保険契約証参照
会社代表電話 +81-3-5227-5605(有料)

○a u 損害保険

海外サポートデスク
001-800-8008877、002-800-8008877、008-800-8008877(無料)

(8) 金海国際空港

金海空港利用案内	1661-2626
金海空港警察隊	051-974-2432 (国際線) 051-974-2403 (国内線)
金海空港消防隊	051-974-3533
金海空港出入国管理所 (入国)	051-979-1333
金海空港出入国管理所 (出国)	051-979-1353
金海空港税関	051-899-7200
金海空港検疫所	051-973-1922
農林畜産検疫本部嶺南地域本部 金海空港事務所	051-971-1925
空港医療センター	051-974-2888
日本航空	051-972-1821
大韓航空	051-970-3226 (国際線) 051-970-3316 (国内線)
アジアナ航空	051-971-2626
エア釜山	1666-3060
済州航空	070-7420-1502
中国東方航空公社	051-973-8254
中国南方航空公社	051-469-9075
上海航空公社	051-467-2600
ドラゴンエア	051-831-0495
エアーチャイナ	051-971-6888
フィリピン航空	051-941-7300
ベトナム航空	051-941-6563
タイ航空	051-941-8182
ウラジオストック航空	051-465-2267
ルフトハンザドイツ航空	070-8686-2531
セブパシフィック航空	051-973-4030

(9) 航空会社 (予約)

- 日本航空 051-469-1215 (予約)
- 大韓航空 1588-2001 (予約)
- アジアナ航空 1588-8001 (予約)
- エア釜山 1666-3060 (予約)
- 済州航空 1599-1500 (予約)

(10) フェリー会社

- 釜関フェリー（釜山～下関） 051-464-2700（予約）
- カメリアライン（釜山～博多） 1688-7447
- パンスターフェリー（釜山～大阪） 1577-9996
- 未来高速（釜山～博多） 1599-0255
- JR九州高速船（釜山～博多）（釜山～対馬） 051-469-0778
- 大亜高速（釜山～対馬） 1644-9604

(11) 遺失物相談

- 釜山地方警察庁 051-868-0897
- 地下鉄遺失物センター 051-640-7339、051-804-7339

(12) 電話番号案内 114

(13) 釜山案内ホームページ

- 釜山ナビ <http://www.busannavi.jp/>

(14) 観光案内所

- 金海国際空港観光案内所 051-973-2800
- 釜山駅観光案内所 051-441-6565
- 釜山港国際旅客ターミナル観光案内所 051-465-3471

(15) 緊急時の言葉

- 助けて = サラム サルリョ
- 火事だ = プリヤ
- 泥棒だ = トドウギヤ
- 強盗だ = カンドヤ
- 警察 = キョンチャル
- 消防 = ソバン
- 救急車 = クグップチャ、エンブランス
- 病院 = ビョンウォン

別表

各地区医療機関案内

1. 日本語が使える病院

釜山日本人会(2015. 2. 1)

地区	病院名	専門分野	所在地	電話番号
釜山	국립부산대학병원	総合病院	釜山広域市西区九徳路 179	(010) 5385-2497 【日本人専用】
	해운대백병원	総合病院	海雲台区海雲路 875	(051) 797-0566 【国際医療センター】
	김경식내과	内科	東区中央大路 227	(051) 468-4735
	고요의원 (金龍治)	内科	水営区虎岩路 6	(051) 753-2477
	권경자산부인과의원	産婦人科	北区白楊大路 1204	(051) 335-3355~6
	좋은문화병원	産婦人科	東区凡一路 119	(051) 644-2002
	대동병원 (李均友)	小児科	東萊区忠烈大路 187	(051) 554-1233
	박소아청소년과의원	小児科	東区草梁上路 92	(051) 468-0362
	부산예치과의원	歯科	海雲台区海雲台路 409	010-5205-5510 【日本人専用】
	프라이덴치과의원	歯科	海雲台区センタム南路 59	010-3174-7448 【日本人専用】
	DENTAPIA 치과의원	歯科	釜山鎮区凡一路 133	(051) 819-3000
	구치과의원	歯科	中区大庁路 101	(051) 463-7657~8
	배현주치과의원	歯科	水営区瓜亭路 67	(051) 757-1022
	김봉희이비인후과의원	耳鼻咽喉科	中区光復中央路 35	(051) 245-0521
	강동숙이비인후과	耳鼻咽喉科	中区大庁路 105	(051) 464-6111
	성모안과의원	眼科	海雲台区海雲台路 409-1	(051) 740-3388 【日本人専用】
	ABC 안과의원	眼科	釜山鎮区伽耶大路 769	(051) 816-7582
	고운세상김양제피부과의원	皮膚科	釜山鎮区中央大路 686	(051) 805-1004
	나래정형외과	整形外科	海雲台区海雲台路 774 番 11	(051) 701-5151
	쉬즈성형외과	整形外科	中区中央大路 2	(051) 678-4216
	사랑의외과	痔疾	水営区水営路 535	(051) 756-4488→0番
달맞이한방의원	韓医院	海雲台区갈매길 17 番가 道 149	(051) 746-7711	
인토본한의원 (인토본 (인트본) 韓医院)	韓医院 (韓方美容)	釜山鎮区伽耶大路 784 番 29	(010) 3956-5250 【日本人専用】	
미도약국	藥屋	中区中央大路 81 番 8	(051) 469-9693	
大邱	大邱医療観光総合案内		大邱広域市中区国際報償路 611	(053) 253-1580

	センター			
慶州	꽃마을경주한방병원	総合病院	慶州市鮑石路 924	(054) 775-6600
馬山	김형규내과의원	内科	昌原市馬山合浦区弘宗距離路 11	(055) 246-4720

※上記以外の日本語が話せる医者のある病院をご存じでしたら、当会事務局にご連絡願います。

2. 主な総合病院

地区	病院名	所在地	電話番号
釜山	釜山大学校医科大学付属病院 (부산대학병원)	釜山広域市西区九徳路 179	(051) 240-7472~3 【国際診療センター】
	東亜大学校医科大学付属病院 (동아대학병원)	" 西区大新公園路 26	(051) 240-2000
	MARYKNOLL HOSPITAL (메리놀병원)	" 中区中区路 121	(051) 465-8801
	釜山聖母病院 (부산성모병원)	" 南区龍湖路 232 番道 25-14	(051) 9337-114
	BHS韓瑞病院 (한서병원)	" 水営区水営路 615	(051) 756-0081
	좋은강안병원	" 水営区水営路 493	(051) 625-0900
	浸礼病院 (침례병원)	" 金井区金丹路 200	(051) 580-2000
昌原	釜山白病院 (부산백병원)	" 釜山鎭区福祉路 75	(051) 894-3421~9
	三星昌原病院 (삼성창원병원)	" 馬山会原区八龍路 158	(055) 290-6000
昌原	昌原産災病院 (창원산재병원)	" 城山区昌原大路 721	(055) 282-5111
浦項	浦項聖母病院 (포항성모병원)	浦項市南区大岑路道 17	(054) 272-0151
龜尾	順天卿大学校龜尾病院 (순천향대학교구미병원)	龜尾市 1 工団路 179	(054) 468-9114
大邱	嶺南大学校医療院 (영남대학교의료원)	大邱広域市南区顯忠路 170	(053) 623-8000
	啓明大学校東山病院 (계명대학교동산병원)	" 中区達城路 56	(053) 250-7993
	慶北大学校病院 (경북대학교병원)	" 中区東徳路 130	(053) 200-5114
	大邱 PATIMA 病院 (대구파티마병원)	" 東区峨洋路 99	(053) 940-7114

救急車の呼出：119番

3. 保険

釜山	LIG 손해보험(김낙건)	損害保険 (日本語可)	釜山広域市蓮堤区盤松路 33	010-3873-0187 (051) 852-4441
----	---------------	-------------	----------------	---------------------------------

4. 動物病院

釜山	마린시티동물병원	獣医科 (日本語可)	釜山広域市海雲台区 MARINE CITY 3 路 23 (e-orange PLAZA 342-344)	(051) 747-7407
----	----------	------------	---	----------------

別表

主要クレジットカード紛失・盗難時の緊急連絡先一覧

カード名	窓口名称	韓国からの連絡先
アプラスカード	東京緊急エマージェンシーライン	+81-3-3865-4751 (有料、コレクトコール可)
アメリカンエクスプレスカード	メンバーシップサービスセンター	00798-651-7032 (無料) +81-3-3220-6100 (有料、コレクトコール可)
イオンカード	クレジットカード紛失受付係	00798-81-1-0687 (無料)
オリコカード		+81-11-700-2952 (有料)
ジャックスカード	ジャックスカードセキュリティセンター	+81-3-6758-0707 (有料、コレクトコール可)
セゾンカード	セゾンカード紛失受付係	00798-81-1-6467 (無料) +81-3-5992-8300 (有料、コレクトコール可)
ダイナースカード	ダイナースクラブコールセンター	+81-45-523-1196 (有料、コレクトコール可)
セディナカード・OMCカード	紛失・盗難ダイヤル	00798-81-1-0660 (無料) +81-3-5638-3511 (有料、コレクトコール可)
三井住友VISAカード	カード紛失・盗難受付デスク	001-800-12121212 (無料) +81-3-5392-7314 (有料、コレクトコール可)
ライフカード	エマージェンシーライン	+81-3-3431-1037 (有料)
楽天カード	紛失・盗難専用ダイヤル	+81-92-474-9256 (有料、コレクトコール可)
MUF Gカード (UFJカード含む)	海外盗難・紛失専用オートコレクトコール	001-800-02491468 (無料) +81-52-249-1468 (有料、コレクトコール可)
DCカード	DCホットライン24	001-800-37701818 (無料) +81-3-3770-1818 (有料、コレクトコール可)
NICOSカード	NICOS盗難紛失受付センター	001-800-860860-99 (無料) +81-3-3514-4091 (有料、コレクトコール可)
JCBカード	紛失盗難受付デスク	001-800-00090009 (無料) 002-800-00090009 (無料) +81-422-40-8122 (有料、コレクトコール可)
UCカード	UC海外なくしてもホットライン	001-800-80058005 (無料) +81-3-5996-9130 (有料、コレクトコール可)

緊急事態対処マニュアル

緊急事態発生時、在釜山日本国総領事館（以下、「領事館」と言う。）及び釜山日本人会（以下、「日本人会」と言う。）では全力で対応にあたりますが、まずは各自が責任をもって自己の安全対策に努めることが重要です。仮に緊急事態に遭遇してしまった場合、的確かつ迅速に対応できるよう、心構え、平素からの準備、緊急時の行動等について諸点をマニュアルとしてとりまとめましたので、ご参考にさせていただき、緊急時には冷静に対応できるよう心掛けていただければ幸いです。

1. 心構え

(1) 緊急事態はいつ発生するかわかりません。緊急事態に備え、携行品等の準備をしておくとともに、家族や社内等で緊急時の連絡方法や対応要領等について予め話し合っておくことが重要です。また、日頃より家族その他関係先に対して自分の所在地を連絡しておくよう心掛けることはもとより、領事館に対する在留届の提出、住所・連絡先の変更又は帰国の届出の励行に心がけてください。（詳細2. (1) (イ) 参照）。

緊急事態発生時の所在確認は、行方不明者の安否確認を行う上でも重要な作業となりますので皆様の協力をよろしくお願いいたします。

(2) 緊急事態発生の危険が高まった際には、早期に国外へ退避することが最良の安全対策です。このためにもパスポートの有効期限を確認しておくと共に、その所在を常に把握しておき、いざという時には直ちに持ち出せるようにして下さい。

(3) 緊急事態の発生又は発生するおそれがある場合、領事館は、邦人保護に全力を期すための情報収集、情勢判断及び対策の策定を行い、領事館HPに掲載するとともにメール緊急一斉通報システム（在留届に送信先メールアドレスを登録されている方のみ）、SMS（携帯電話への文字メッセージサービス、在留届に携帯電話番号を登録されている方のみ）、日本人会緊急連絡網等を通じ随時皆様に連絡します。平静を保ち、流言飛語に惑わされたり、群集心理に巻き込まれないように心がけてください。また、テレビ、ラジオ、インターネット等を通じ、情報収集に最大限努めて下さい。

(4) 緊急事態発生に際しては、お互いに助け合って対処することが重要です。領事館や日本人会から在留邦人の皆様に対し、種々の協力をお願いすることもありますので宜しくお願いします。

2. 平素の準備

(1) 連絡体制の確立・整備

(イ) 在留届

外国に住所もしくは居所を定めて3か月以上滞在する邦人の方は、旅券法第16条により、その地域を管轄する日本大使館または総領事館に届け出ることが義務付けられています。在留届が提出されていなければ、大使館や総領事館ではその邦人の方が海外に滞在している事実を認知することができず、万一の場合、その方の安否確認等の各種連絡を行うことができません。是非とも在留届の励行をお願いいたします。また、帰国時や連絡先や住所の変更時等の際にも必ずご一報下さい。

在留届は、「在留届」用紙に所要事項をご記入いただいた上、領事館に直接お持ちいただくか（領事館にも用紙は備えてあります。）、郵送、FAX（051-442-1622）等で送付してください（下記ご参照）（※FAXされる際は電話でその旨お伝えください）。

また、外務省HP（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>）からオンラインで届出（在留届電子届出システム（ORRネット））いただくことも可能です。

(ロ) 帰国届・住所等変更届

在留届を提出した後、

- 日本への帰国（休暇等一時帰国を除く。）
- 韓国国内での引っ越し等による住所変更
- 電話番号等連絡先の変更や家族構成の異動など、在留届記載事項に変更が生じた場合

は、「帰国届・住所等変更届」に所要事項を記入した上で、領事館に直接お持ちいただくか、郵送、FAX等で領事館宛に送付してください。（オンラインで在留届を出された方はオンラインでの帰国・変更届の提出ができます。）また、他に方法がない場合は、領事館に電話で連絡いただければ受け付けることも可能です。

【「在留届」・「帰国届・住所等変更届」の送付先】

（郵送での宛先）釜山広域市東区古館路18

在釜山日本国総領事館領事部

〒601-836

（電話番号）051-465-5101（代表）

（FAX番号）051-442-1622（領事部）

(別記第14号様式) 在外公館
在留届 受付日付

氏名	ローマ字 (姓) (名)	(Surname) (Given name)	生年月日 西暦 年 月 日生
漢字	(姓)	(名)	(*) 1.男 2.女
本籍	1. 長期滞在 2. 永住		
(*) 職業	1. 民間企業関係者・教師 2. 報道関係者 3. 自由業及び専門的職業関係者 4. 留学生・研究者・政府関係機関職員 5. 6. その他		
旅券	旅券番号	発行年月日 西暦 年 月 日	有効期間満了日 西暦 年 月 日
到着日	西暦 年 月 日	滞在予定	西暦 年 月 頃まで
在留地の住所又は居所	住所又は居所		
TEL	TEL		
FAX	FAX		
Email	Email		
在留地の緊急連絡先 (注意事項5参照)	氏名又は会社等所属先名		本人との関係
住所	住所		
TEL	TEL		
FAX	FAX		
Email	Email		
日本国内の連絡先	氏名		本人との関係
住所	住所		
TEL	TEL		
日本国内の所属先	会社等所属先名		
TEL	TEL		

同居家族 (注意事項6参照)

続柄	氏名	ローマ字 (姓) (名)	(Surname) (Given name)	生年月日 西暦 年 月 日生
	漢字	(姓)	(名)	(*) 1.男 2.女
				(*) 1.長期滞在 2.永住
旅券	旅券番号	発行年月日 西暦 年 月 日	有効期間満了日 西暦 年 月 日	
到着日	西暦 年 月 日	滞在予定	西暦 年 月 頃まで	
続柄	氏名	ローマ字 (姓) (名)	(Surname) (Given name)	生年月日 西暦 年 月 日生
	漢字	(姓)	(名)	(*) 1.男 2.女
				(*) 1.長期滞在 2.永住
旅券	旅券番号	発行年月日 西暦 年 月 日	有効期間満了日 西暦 年 月 日	
到着日	西暦 年 月 日	滞在予定	西暦 年 月 頃まで	
続柄	氏名	ローマ字 (姓) (名)	(Surname) (Given name)	生年月日 西暦 年 月 日生
	漢字	(姓)	(名)	(*) 1.男 2.女
				(*) 1.長期滞在 2.永住
旅券	旅券番号	発行年月日 西暦 年 月 日	有効期間満了日 西暦 年 月 日	
到着日	西暦 年 月 日	滞在予定	西暦 年 月 頃まで	

用紙の大きさはA4

上記のとおり届出ます。 西暦 年 月 日
在 大使 総領事 殿 届出人署名

注意事項

1. 外国に住所又は居所を定めて3月以上滞在する予定の方は、旅券法第16条の規定により在留届の届出義務がありますので、到着後遅滞なく、滞在する国又は地域の日本国大使館又は総領事館(以下「在外公館」という。)の窓口にてこの在留届を届けて下さい(なお、届け出るべき在外公館が不明の場合等には、最寄りの在外公館に照会して下さい。また、届出は郵送又はFAXによって行っても差し支えありません。この届出は、緊急事態等の発生の場合に在外公館からの連絡や保護を受けるのに必要です。)
2. 住所、居所、その他の届出事項に変更が生じたとき又は在留地を去る(一時的な旅行を除く。)ときは、必ずその旨を届けて下さい。
3. ローマ字による氏名表記は、旅券に記載されているとおりに記入して下さい。
4. 漢字による氏名は、戸籍に記載されているとおりの氏名を記入して下さい。国際結婚により氏を変更した方は、旧姓も併せて記入して下さい。
5. 企業又は何らかの組織に所属している場合には、「在留地の緊急連絡先」の欄には、所属している企業又は組織の連絡先を記入して下さい。なお、右企業等に夜間又は休日等連絡ができない場合は、友人、家主等連絡可能な方としても差し支えありません(ただし、この場合には、企業又は組織名と電話番号を括弧書きで併記して下さい)。
6. 同居家族のうちで、「本籍」、「日本国内の連絡先」が異なる方又は職業を別に有している方には、この在留届はできるだけ各人毎に提出して下さい。また、同居家族が書き切れないときは、裏面の「在外公館記載欄」を適宜利用して下さい。
7. 「*」印の箇所は、該当事項を○で囲んで下さい。

帰国届	住所等変更届
氏名 (漢字) (ローマ字) 生年月日 19 年 月 日	氏名 (漢字) (ローマ字) 生年月日 19 年 月 日
韓国内住所	旧住所
(以下、該当する方に付けて下さい) 家族全員帰国 一部帰国：残留者名	新住所
帰国年月日 年 月 日	新電話番号
帰国後の連絡先 (差し支えなければ)	FAX番号
電話番号 (差し支えなければ)	携帯電話番号
上記のとおりお知らせします。 年 月 日	移転年月日 年 月 日
署名	その他変更事項
	上記のとおりお知らせします。 年 月 日
	署名

(ハ) 日本人会緊急連絡網

日本人会所属会員の方は、日本人会事務局にて日本人会緊急連絡網を管理・更新していますので、記載事項に誤りや変更があった際には日本人会事務局（TEL：051-246-3328 FAX：051-246-3329）にご連絡ください。

また、日本人会所属会員の方は、緊急連絡網に基づく緊急連絡は誰から来て誰に繋ぐのかを平素から確認しておくとともに、連絡網一覧表を携帯する等情報伝達が滞りなく行われるよう心がけてください。

なお、日本人会事務局では日本人会SMS会員の方には上記連絡網の他に携帯電話の文字メッセージ（SMS）でも緊急連絡をお送りします。登録を希望される方、携帯電話番号に変更があった方には、「文字メッセージ（SMS）送信新規・変更・中止届」をご記入の上、日本人会事務局（FAX：051-246-3329）までFAXで送信して下さい。

(ニ) FAX一斉同報システム

領事館では、FAX一斉同報システムを活用し、日本人会に加入されている法人会員企業や、在留届を提出した邦人で希望される方等に対して、緊急連絡をFAXで送信します。登録を希望される方、FAX番号に変更があった方には、「領事館FAX一斉送信新規・変更・中止届」をご記入の上、領事館（FAX：051-442-1622）までFAXで送信して下さい。

(ホ) その他

日本人会に加入されていない方で何らかの団体に加入・関連されている方は、団体の本部を通じて緊急連絡等を行うことを検討中ですので、団体の名簿、本部の所在地及び連絡先等を領事館に一報ください。

(文字メッセージ (SMS) 送信新規・変更・中止届)

日本人会事務局 (FAX番号 : 051-246-3329) 宛

文字メッセージ (SMS) 送信
新規・変更・中止届

届出日 : 年 月 日

1. 区分 法人会員 ・ 個人

2. 情報提供を希望する会員氏名、電話番号

氏名 : _____

電話番号 : _____

※家族会員への情報提供を希望する場合には該当者の氏名、電話番号も記載願います。

氏名 : _____ 電話番号 : _____

(以下、変更の場合のみ記入)

3. 旧電話番号 _____

4. 新電話番号 _____

(領事館FAX一斉送信新規・変更・中止届)

領事館領事部 (FAX番号: 051-442-1622) 宛

領事館FAX一斉送信
新規・変更・中止届

届出日: 20 年 月 日

1. 区分 企業 (日本人会法人会員) ・ 企業 (日本人会非法人会員) ・ 個人

企業等の場合: 企業 (団体) 名 _____

個人の場合: 在留届を 提出済 ・ 未提出 (直ちに提出願います)

2. 送信者

氏名・電話番号 氏名: _____ 電話番号: _____

会社FAX番号

代表者等の自宅FAX番号

3. 旧FAX番号 (昼間) _____ (夜間) _____

(変更の場合のみ記入)

4. 新FAX番号 (昼間) _____ (夜間) _____

5. 夜間等の受信者氏名・役職 _____

連絡先 (電話番号) _____

○該当する箇所に○印を付し、所要事項をご記入の上、領事館領事部へ送信願います。

○企業等団体に所属されている方は、極力、企業 (団体) 単位での登録をお願い致します。

(2) 情報収集

平素からテレビ・インターネット等を通じて、最新治安情勢を入手するよう心がけて下さい。
また、領事館及び日本人会では、以下の連絡手段を活用して各種情報を提供していますので、是非ご利用ください。

(イ) 外務省、在大韓民国日本国大使館、領事館及び日本人会ホームページ

外務省海外安全HP : (<http://www.anzen.mofa.go.jp/>)
大使館HP : (<http://www.kr.emb-japan.go.jp/people/index.htm>)
領事館HP : (http://www.busan.kr.emb-japan.go.jp/jhtm/index_j.htm)
日本人会HP : (<http://www.pusanjc82.com/pja/>)

(ロ) その他

緊急事態が発生時、NHKワールドラジオ日本も連絡手段の一つとして活用する予定です。平素から周波数、放送概要等は常に更新されますので、受信方法について確認しておいて下さい。

NHKワールドラジオ日本ホームページ

(<http://www3.nhk.or.jp/nhkworld/japanese/top/index.html>)

NHKワールドラジオ日本 放送周波数表 (日本語短波放送)

アジア大陸 2014年10月26日～2015年3月29日

放送時刻 (日本時間)	周波数 (kHz)
06:00～09:00	11910
11:00～14:00	15195
16:00～17:00	11710 (極東ロシア向け)
17:00～02:00	9750

(3) 一時避難場所・緊急避難場所の確認

緊急事態発生時には、状況に応じて、領事館や日本人会より緊急避難場所への集合を連絡することがあります。安全が確保されているという前提の下、まずは、ご自宅において情報収集に努めて下さい。

なお、緊急事態に巻き込まれそうになった場合の取りあえずの避難場所については、各自、各家庭毎に常日頃から検討しておいて下さい。自分がどの場所(勤務先、通勤途上、自宅等)で、どのような事態に巻き込まれる可能性があるか、いくつかのケースを想定してそれぞれのケースでの避難場所等を、予め検討しておいて下さい。韓国国家災難情報センターHP http://www.safekorea.go.kr/dmtd/contents/civil/est/EmgnEquipList.jsp?q_menuid=M_NST_SV_C_03_04_01 を参照してください。(別添1:釜山市内略図)

(注) 韓国指定の待避所には次の標示があります。



(4) 携行品等、非常用物資の準備

(イ) パスポート・現金等

パスポート、外国人登録証、現金等、最低限必要なものは、直ちに持ち出せるよう予めまとめて準備しておくが良いでしょう。

緊急時には、パスポート、外国人登録証は身分を証明するものとして、出国等のため不可欠です。現金は、航空運賃相当額、当座生活できる程度のウォン貨の他、小額紙幣を含むある程度の円、ドルを用意しておくのが良いでしょう

(ロ) 自宅待機用備蓄物品

緊急事態発生時において情勢が不明な場合には、安易に移動するより自宅待機する方が良い場合があります。そのため、以下の避難・退避用携行品とともに、自宅待機用として非常用食料、飲料水、医薬品、燃料等を十分（最低10日分程度）備蓄しておくことをおすすめします。

(ハ) 避難・退避用携行品

突発的な緊急事態発生時は、安全な場所に避難・退避するための輸送手段が限られたり、徒歩で移動する必要が生じたりしますので、避難・退避用携行品の準備が必要（最低3日分程度）です。携行品は、直ちに持ち出せるよう予めまとめて保管（リュックサックに入れておく等）しておくが良いでしょう。

(ニ) 電池式（発電式）短波・FMラジオ

緊急事態発生時、領事館より連絡網等を通じて情報提供するとともに、必要な連絡を行います。電力及び電話が使用できなくなる場合が想定され、NHK国際放送等により必要な連絡を行うことがありますので、電池式（発電式）短波、海外FM放送も受信可能なラジオ（予備電池の準備もお忘れなく）を準備しておくことをおすすめします。

(別添2：緊急事態に備えての備蓄物品チェックリスト)

3. 緊急時の行動

(1) 情勢の把握・領事館からの緊急連絡

(イ) 緊急事態発生時、まずは、国内、海外のテレビ・ラジオなどから最新情報の収集に努め、極力、危険な場所に近づかないよう心がけて下さい。

(ロ) 領事館からは、治安状況等に応じて4種類の「渡航情報（危険情報）」が発出されます。（別添3：渡航情報とは）

(ハ) 状況により、自宅待機や避難・退避のための集合場所・時間等が連絡される場合もあります。なお、これらの連絡は、法的拘束力を持たないため、最終的には邦人の皆様各自の責任において行動されることとなりますが、可能な限りこれらの連絡を踏まえて行動していただくようお願い致します。

(ニ) 各種情報の入手、領事館、日本人会から皆様への主な連絡手段は以下のとおりです。

○外務省海外安全HP、大使館HP、及び領事館HP及び日本人会のHP

○メール緊急一斉通報システム ※領事館

○FAX一斉同報 ※領事館

○文字メッセージ（SMS）※領事館

○日本人会緊急連絡網

○日本人会文字メッセージ（SMS）送信

○NHK衛星放送及びラジオ等

○その他：韓国の放送、米軍放送、インターネット等

(ホ) 過去の例から見ると、緊急事態が発生した際、領事館には各種照会が殺到し、電話が通じにくくなる状況になることが懸念されます。

電話回線を確保する観点から、日本人会会員の皆様は可能な限り日本人会連絡網にある各グループ取りまとめ通報者を通じて、また何らかの団体・組織に所属している方は、同団体・組織を領事館に届け出て頂いた上で、同団体組織を通じてお問い合わせください。

(2) 避難・退避行動等

領事館から発出される危険情報等に格別の留意をお願いします。各危険情報における邦人の皆様の対応の目安は以下のとおりです（外務省海外安全HP（<http://www.anzen.mofa.go.jp/>）や別添3参照）。

(イ) 「渡航の是非を検討して下さい。」 「渡航の延期をおすすめします。」

この段階では、個人、派遣先企業等の独自の判断により、日本への退避（帰国）等が行われることとなりますが、少なくとも、高齢者、婦女子、病弱者等は早めに退避（帰国）されるのが良いでしょう。

利用する輸送手段は、主に定期航空便、定期船便になります。

(ロ) 「退避を勧告します。渡航は延期してください。」

定期航空便等が欠航又は十分な座席の確保ができない場合、領事館、日本人会

では邦人の皆様の退避のために、必要に応じて、その他の輸送手段（チャーター便等）を確保すべく努力します（これらの利用にあたっては、通常、片道エコノミー正規料金の支払いが必要になります。所定の手続きを行えば後払いが可能です）。

なお、退避を必要とし、航空機の離発着が可能な場合、空港等には可能な限り領事館員が派遣され、邦人の皆様の円滑な出国に対する支援を行います。退避が勧告されれば、空港等が閉鎖される状況になる前に、できるだけ多くの大勢の邦人の方々が退避されることが重要です。

(ハ) 空港・港湾閉鎖の場合

緊急事態が発生又は目前に迫り、空港・港湾が閉鎖され、航空機、船による退避が不可能な状態になった場合には、次のいずれかの対応になるものと想定されます。

(a) 自宅待機

次のような場合に自宅待機することとなります。特に、戒厳令（外出禁止）が敷かれた場合は、自宅待機して状況の推移を見守ります。

○外出（集合場所への移動等を含む）が危険と判断される期間

○安全地域への移動方法等が確定するまでの期間

(b) 安全地域への避難

安全地域へ避難する方法については、安全性、輸送容量を総合的に判断し確定することになります。確定された時点で領事館から集合場所、時間、注意事項等を領事館HPに掲載するとともに、メール一斉送信等を使用して連絡しますので、常に領事館との上記通信手段を確保しておいてください。

なお、自力避難として、他に手段がなくなった場合、集団を形成して自力（車両等による集団車列又は徒歩）避難せざるを得ない場合もあります。

(c) 留意事項

○集合場所までは自力で集合していただく必要があるものと見込まれます。なお、退避方法については、状況に応じ、その都度、お知らせします。

○パスポート、外国人登録証及び退避用携行品は必ず携行して下さい。

○集合場所へは可能な限り領事館員を派遣するようにしますので、現地ではその指示、誘導に従って下さい。

4. その他

(1) 釜山日本人学校児童・生徒

緊急事態発生時、帰宅、休校等の措置がとられることとなります。

(2) 退避（帰国）後の連絡

在留届を提出された邦人の方が、独自に日本に退避された際には、その旨を親族等に連絡されるとともに、速やかに外務省邦人安全課（外務省代表：03-3580-3311）に連絡して下さい。

帰国された旨連絡がないと、領事館では当該帰国された方の安否確認に時間を取られ、場合によっては、行方不明として扱われることになるほか、実際に当地に残っている方々の安否確認に遅れを生じることにもなりかねません。

(3) 「民防衛」について

韓国においては、定期的に「民防衛」と呼ばれる訓練が行われています。

訓練は、全国規模で地震に備えた訓練や退避訓練が行われる他、各地域別に計画される訓練も行われます。

(4) 参考

韓国の安全行政部が韓国人向けにインターネットで公表している「非常時国民行動要領」の簡約版をご参考までに掲載します。(別添4：韓国安全行政部が作成した非常時国民行動要領)

(5) 連絡先

(イ) 在釜山日本国総領事館

釜山広域市東区古館路18

電話：051-465-5101～6 (休日・夜間も連絡可能)

FAX：051-464-1630

HP：http://www.busan.kr.emb-japan.go.jp/jhtm/index_j.htm

(ロ) 在釜山日本国総領事公邸

釜山広域市水営区水営路475番キル40-15

(ハ) 釜山日本人学校

釜山広域市水営区民楽路19番キル11

電話：051-753-4166

(ニ) 釜山日本人会

釜山広域市中心区中央大路21 釜山 MANSION BLDG305号

電話：051-246-3328

FAX：051-246-3329

HP：<http://www.pusanjc82.com/pja/>

(ホ) 外務省領事局海外邦人安全課

電話：03-3580-3311 (代表)

別添1

釜山広域市内略図



緊急事態に備えての備蓄物品チェックリスト

1. 貴重品等

(1) パスポート、外国人登録証、その他各種証明書（日本の運転免許書等）

パスポートは、有効期限を確認するとともに、「所持人記載欄」は必ず記入しておいて下さい。

また、下段に血液型も記入しておいて下さい。

(2) 現金（ウォン、円、ドル）

(3) その他（預金通帳、写真（複数枚等））

2. 自宅待機用の備蓄品

○非常用食料、飲料水、医薬品、燃料等

3. 退避用携行品

次の携行品を準備し、直ぐに持ち出せるようにしておいて下さい。

(1) 最低限必要な物

○食料（軽量、高カロリー、調理不要のもの：10日分程度）

○水筒又は携帯濾過器

○Emergency Blanket 又は毛布（寝袋）、リュックサック類、雨具

(2) その他

○着替え（全天候用の防寒着、吸湿性に富んだもの）、運動靴、帽子等

○トイレットペーパー、石鹸、タオル、洗面具等

○服用中の薬（処方箋含む）、応急用医薬品：10日分程度

○乳幼児用食料・おむつ等：3日分程度

○電池で利用できるラジオ（短波・FM放送を受信できるもの）、懐中電灯、時計、ライター、手袋等の暖房具、予備電池

4. 自動車

自動車をお持ちの方は、常に良好な状態を保つよう整備し、ガソリンを満タンにしておくよう心掛けましょう。また、車内には地図、懐中電灯等を備えておきましょう。

ただし、状況によっては、自動車による避難が禁止される、または不可能となる場合があります。

渡航情報とは

渡航情報は、渡航・滞在中にあたって特に注意が必要な場合に発出される情報で、最新の現地治安情勢と安全対策の目安を示す「危険情報」と、限定された期間、場所、事項について安全対策の観点から速報的に発出する「スポット情報」からなります。

安全対策の目安には次の4つのカテゴリーがあります。

● 「十分注意して下さい」

その国・地域への渡航、滞在中にあたって特別な注意が必要であることを示し、危険を避けていただくよう、おすすめするものです。

● 「渡航の是非を検討して下さい」

その国・地域への不要不急の渡航は控えるようおすすめするものであり、渡航すべきか否かは、渡航目的の緊急性、とりうる安全対策等に応じて検討を行った上でご自身で判断されるようお願いするものです。

● 「渡航の延期をおすすめします」

その国・地域への渡航は、どのような目的であれ、当面控えるようおすすめするものです。また、場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります。

● 「退避を勧告します。渡航は延期してください」

その国・地域に滞在している全ての日本人の方々に対して、滞在地から、安全な国・地域への退避（日本への帰国も含む）を勧告するものです。この状況では、当然のことながら新たな渡航は延期してください。

非常時国民行動要領パンフレット（翻訳）
（知れば知るほどさらに安全）

韓国安全行政部

1. 家庭内の平時（非常事態に備えた物資の準備要領）
2. 非常時待避所（探し方）
3. 非常事態時行動要領
4. 化学攻撃時行動要領
5. 生物学攻撃時行動要領
6. 核武器及び放射能攻撃時行動要領
7. 防毒マスク使用要領
8. 民防空警報発令時行動要領
9. 消火器・消火栓使用要領

1. 家庭内の平時（非常事態に備えた物資の準備要領）

○非常用生活必需品

- (イ) 食料：できるだけ調理と保管が簡単な米、ラーメン、小麦粉等（30日分）
- (ロ) 炊事道具：食器（コップ）、バーナー及びガス缶（15個以上）
- (ハ) 寝具及び衣類：毛布、下着等
- (ニ) ラジオ（バッテリーを含む）、リュックサック、懐中電灯、ロウソク、マッチ等

○家庭用非常薬品

- (イ) 医薬品：消毒剤、解熱鎮痛剤、消化剤、下痢止め、火傷軟膏、止血剤、消炎剤等
- (ロ) 医薬外品：ピンセット、ハサミ、包帯、脱脂綿、絆創膏、三角巾等

○化生放（化学・生物・放射能）戦に備えた物品

- (イ) 防毒マスク又は手ぬぐい、マスク
- (ロ) 防護服又はビニール服、雨着
- (ハ) 防毒長靴と手袋又はゴム長靴と手袋
- (ニ) 解毒剤、皮膚除毒剤又は石鹼、合成洗剤
- (ホ) 十分な接着テープ（窓枠、扉のすきまの密閉用）

2. 非常時待避所（探し方）

政府は敵の砲撃、空襲等に備え積極的に2万4千余りの待避所を指定し運用しています。

○このような場所が非常時退避場所に指定されています。

地下鉄駅、地下駐車場、大型建物地下室など待避所表示板が着いている地下施設

○スマートフォン「エップ」で非常時待避所を探してください。

(イ) (GooglePLAYストア又は「エップ」ストアで『災難お知らせ』検索) エップ設置

(ロ) エップ初期画面で①施設物情報→②現在位置照会→③民防衛待避所検索

※インターネットでは、消防防災庁ホームページ (safekorea.go.kr) の「国家災難情報センター—民防衛」メニューでも確認することができる。

○事前に「足」で探してみても確認すればもっといいでしょう。

(イ) 家族や会社の同僚と一緒に最大限退避時間が短い待避所探し

(ロ) 移動経路に大型ガラス、看板など危険要因があるか事前確認

(ハ) 子供には待避所の略図を作ってあげ定期的に教育

3. 非常事態時行動要領

非常事態時には政府の対応だけではなく皆さんの自発的な協力及び退避が重要です。

○家を中心に落ち着いて行動しなければならない。

- (イ) 流言飛語に惑わされず放送を聴取し政府の案内を信じ従う
- (ロ) 非常事態に備えた物資を確認点検し必要時案内に従い待避所に退避
- (ハ) 通信網マヒにならないように不必要な電話の使用はできる限り自制する

○動員及び被害復旧に皆が参加しなければならない

- (イ) 政府の兵力・人力・物資の動員対象者は指定された日時と場所に遅滞なく集合する
- (ロ) 献血、負傷者治療、戦災者救護等のボランティアに参加
- (ハ) 不発弾、爆発物は軍、消防、警察に申告して処置

○政府の統制に積極的に協力する

- (イ) 軍事作戦及び被害復旧のための車両及び住民移動統制に協力
- (ロ) 生活必需品を買い占めたりせず、政府が配給制を実施すれば積極的に協力
- (ハ) 接敵地域（京畿、仁川、江原北部）住民は行政機関の案内に従い後方へ退避

4. 化学攻撃時行動要領

化学攻撃はフオスゲンガス、神経ガス、塩素ガスなどの毒性を利用し人体に深刻な被害を与える。

○数秒内に迅速に対応しなければならない

- (イ) 毒性があるガス、液体、固体を散布し攻撃
- (ロ) 鳥、魚が病気になったり死ねば化学攻撃を疑う
- (ハ) 目がひりひり（ちくちく）痛く、息が苦しく体に痙攣が起こり皮膚が赤くなる症状が現れる。

○地形、風向を考慮し退避しなければならない

- (イ) 毒ガスは空気より重いので高層の建物や高い場所に退避
- (ロ) 室外では汚染地域の位置と風向を考慮し退避
- (ハ) 室内では外部の空気が入ってこないように入出口と窓を接着テープ等で密閉

○汚染物質は迅速に除去しなければならない

- (イ) 汚染された物質や患者とは接触禁止、汚染された服はプラスチック容器やビニールに密封処理
- (ロ) 汚染物質が着けば流水で15分以上洗う
- (ハ) 病院や応急治療所で専門的な治療を受ける。

5. 生物学攻撃時行動要領

生物学攻撃は炭疽菌、ペスト、天然痘のような病原体を散布し人体に深刻な疾病を引き起こす。

○伝染及び感染の有無を迅速に把握しなければならない。

- (イ) 多くの人に高熱、嘔吐、腹痛などの症状が現れる。
- (ロ) はっきりとした原因なく動物、家畜に廃死する場合もある
- (ハ) 皮膚接触、呼吸器を通し短い時間に多くの人に疾病を伝染

○汚染物質と患者とは絶対接触してはいけない

- (イ) 汚染された物質や患者とは接触禁止
- (ロ) マスクやハンカチで鼻と口を塞ぎ迅速に退避
- (ハ) 退避後安全地域で感染の有無を確認し予防接種及び治療

○体と家の衛生管理を徹底しなければならない

- (イ) 飲食物と水は15分以上沸かして飲み、体と家庭の清潔維持
- (ロ) 家畜やペットによる伝染を防ぐため汚染の有無を確認及び管理徹底
- (ハ) 政府の案内及び最新情報に従い行動し追加感染を予防

6. 核武器及び放射能攻撃時行動要領

核武器攻撃（熱、爆風、放射能）又は放射能攻撃（原子力施設破壊、放射能武器）に露出すればとても危険です。

○政府案内に従い迅速に退避する。

- (イ) 核攻撃が警報されれば迅速に待避所又は地下施設（地下鉄駅、地下室等）に退避
- (ロ) 核爆発を感じたら爆発の反対方向にうつ伏せになり両手で目と耳を塞ぎ口を開ける。
- (ハ) 放射能は光、におい、味がなく五感で感知できないので保健当局の案内により行動

○放射能に身体露出を最少化しなければならない。

- (イ) 放射能物質及び汚染場所とは距離が遠いほど安全
- (ロ) 放射能に露出される時間が短いほど安全
- (ハ) 鉛、コンクリート壁の後ろに体を隠せばより安全

○放射能落塵は最大限避けなければならない。

- (イ) 核爆発以後、落塵（雨、雪、塵など）が落ちれば迅速に退避
- (ロ) 退避時、合羽、傘を利用し落塵が体に着かないように注意
- (ハ) 安全地域へ退避する時間がなければ最大限地下深いところへ退避

7 防毒マスク使用要領

○一般防毒マスク着用要領

- (イ) 浄化筒保管箱から包装紙を取り除き防毒マスクに付ける。
- (ロ) 使う前に息を大きく吸った後、眼鏡のレンズが前にくるように着用。
- (ハ) 前面部のゴムの部分が鼻と口、顎に合うように密着。
- (ニ) 頭のひもを調節。
- (ホ) 息を吐き浄化筒外側の穴を塞ぎ、息を吸いながら空気が漏れていないか点検。
- (ヘ) 着用後、速やかに安全な所に待避。
 - －戦争用毒性化学ガスから顔と呼吸器を保護するための防毒マスク。
 - －浄化筒有効期間は5年。使用済みのものや防湿包装を開封した浄化筒は再使用不可。

○国民防毒マスク着用要領

- (イ) 携帯小袋から防湿包装材を取り出す。
- (ロ) 防湿包装を開封し防毒マスクを取り出す（化生放警報が鳴った際には戦争ガス浄化筒に交換）。
- (ハ) レンズを下側に向ける。
- (ニ) 安全に着用する。
- (ホ) 頭の紐を調整する。
- (ヘ) 息を吐いた後、浄化筒の表側の穴を塞ぎ息を吸いながら空気が漏れていないかを点検。
 - －戦争用毒性化学ガス汚染地域及び火災現場から安全に待避する際の防毒マスク。
 - －浄化筒有効期間は5年、一度使用したり防湿包装を開封した浄化筒は再使用が不可（火災待避用/戦争ガス用浄化筒を区分して包装）。

8. 民防空警報発令時行動要領

民防空警報は、敵の侵攻による航空機、砲弾、化生放武器等の攻撃が予想されたり、攻撃がある場合、国民に速やかに伝えるもので、政府では全国的な民防空警報体制を作り準備しています。

警報種類	警報方法	発令時行動要領
警戒警報 (敵の攻撃が予想される時)	サイレン 1分 平坦音 (— — —) ラジオ・TV・拡声器等で伝える。	<ul style="list-style-type: none"> ・ TV、ラジオ放送 (政府案内) 聴取 ・ 火災、爆発の危険があるガスと電源遮断 ・ 待避所又は地下施設に退避準備 ・ 営業店は営業を中断し客に退避案内
空襲警報 (敵の攻撃が切迫したり進行中である時)	サイレン 3分 波状音 (～ ～ ～) ラジオ・TV・拡声器等で伝える。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民防衛隊員、警察統制に積極的に協力 ・ 待避所又は地下施設に退避準備 ・ 車両は右側に停車した後退避 ・ 夜間はすべての電灯を消灯
化生放警報 (敵の化生放攻撃があったり予想される時)	ラジオ・TV・拡声器等で伝える。	<p>【化学攻撃】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 室外：高地帯や高層建物の上層部へ退避 ・ 室内：扉を閉め外部空気の流入遮断 <p>【生物学攻撃】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 沸かした水ときれいな飲食物だけ摂取 ・ 害虫、ペットによる伝染注意 <p>【核武器攻撃】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 待避所又は地下施設に退避
警報解除 (敵の攻撃直後及び追加攻撃が予想されない時)	ラジオ・TV・拡声器等で伝える。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 負傷者救助活動、献血に参加 ・ 汚染施設と装備は石鹼や洗剤で洗浄

9 消火器・消火栓使用要領

○消火器使用要領

- (イ) 消火器の安全ピンを抜く。(このときは、上のレバーだけをつかむ)
- (ロ) 風を背にして3～5m前方でホースを火の方に向ける。
- (ハ) レバーを思いっきり握り締め炎の両側へ均等に薬剤を放射する。

○消火器使用时留意事項

- (イ) あまりに近づきすぎてやけどを負わないよう注意する。
- (ロ) 地下の空間や窓がないところで使用すると窒息の恐れがある。
- (ハ) 放射されたガスは吸わずにすぐに換気する。

○消火栓使用要領

- (イ) 消火栓函を開きホースを引き出し火の出たところまでねじれないように広げる。
- (ロ) 消火栓バルブを左側方向に徐々に回し開放する。
- (ハ) ホースの末端部分を両手でしっかりと持ち火の出たところに向かって火を消す。